

訪問買取業者に注意



Q

「不用品を買い取る」と電話があったので自宅に来てもらいました。
ところが、不用品を確認し終わった業者から「貴金属はないか」としつこく
言われ、結局、指輪などを安値で買い取られてしまいました。返してほしいの
ですが。



A

訪問買取業者については、突然訪問して勧誘することは、法律上禁止さ
れています。また、前もって電話などで連絡した場合でも、消費者が事前
に承諾した買取対象以外の物品について売却を求めることはできません。
今回のように契約してしまった場合でも、法律で定められた書面を受け
取った日を含めて8日以内であれば『クーリング・オフ』ができます。ま
た、この期間内であれば物品を引き渡さないこともできます。
何よりもまず、売却したくない場合には、はっきりと断ることが大切で
す。
困ったときは、早めに消費生活相談窓口にご相談ください。

10月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃6町のどこでも相談ができます（予約優先）。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	10/ 2(火)、16(火)	22-1151
関ヶ原町	10/ 9(火)、23(火)	43-0070
養老町	10/ 1(月)、15(月)	32-1108

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
神戸町	10/12(金)、22(月)	27-3111
輪之内町	10/ 4(木)、18(木)	68-0185
安八町	10/11(木)、25(木)	64-3111